

令和6年度第3回（3月）幸田町教育委員会臨時会 会議録

開会日時 令和7年3月21日（金） 午前 9時02分

閉会日時 令和7年3月21日（金） 午前10時08分

場 所 幸田町役場 4階 401会議室

出席者 教育長 池田和博

委員 壁谷昭代

委員 中西雅俊

委員 穂吉沙織

委員 佐野康晴

説明のため出席した職員

教育部長 菅沼秀浩、次長兼文化スポーツ課長 夏目守雄、
学校教育課長 加藤宏和、学校教育課学校指導担当課長 近藤克幸、
学校教育課指導主事 清水弘人、同 鈴木祥之、同 村松悦子

会議録作成職員

学校教育課主幹 斎藤久美子

議事事項

第25号 令和7年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動について

第26号 令和7年度学校教育展開の指針について

第27号 令和7年度文化スポーツ課事業実施計画について

第28号 幸田町学校給食会役員の委嘱について

第29号 幸田町社会教育委員の委嘱について

第30号 幸田町社会教育指導員の任命について

第31号 幸田町文化財保護委員の委嘱について

第32号 幸田町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正について

第33号 令和6年度幸田町一般会計補正予算（第8号）に関する意見の聴取について

（議事の要旨等）

教育長

議事に入る前に、第25号議案 令和7年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定

により、審議を非公開とすることを発議し、賛成委員の挙手を求める。

委員 挙手（全員）
教育長 審議を非公開とすることを決定

■第25号議案

令和7年4月1日付け幸田町教育委員会事務局人事異動について（非公開）

■第26号議案

令和7年度学校教育展開の指針について

教育長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
佐野委員 コミュニティスクールが各校によってまだまだ差があるし、地元の人間に何をしていて、これからどんなことをやっていきたいのかということが全く伝わってこない。今後本格的に取り組んでいく中で、地域住民へのアピールをしていく必要がある。
教育長 地域住民や周りに対する周知をしていく必要がある。今後会議等折に触れて、積極的に地域へ発信していくよう話をしていく。
教育長 第26号議案「令和7年度学校教育展開の指針について」の採決（挙手を求める。）
委員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第27号議案

令和7年度文化スポーツ課事業実施計画について

次長兼文化スポーツ課長 議案書等により説明
教育長 質疑を許可
壁谷委員 海に見えるまち交流事業どういった内容か。
次長兼文化スポーツ課長 蒲郡市と幸田町の交流事業で、幸田町のサッカーチームも参加をしている。
穂吉委員 以前から公民館については色々話が出ているが、公民館自体のあり方や意義というところも含めて、もう少し広い視野で改修をする計画はないのか。
次長兼文化スポーツ課長 各区から公民館の改修について様々な要望が出ている。限られた予算の中で、夏場の暑さ対策として、今年度はエアコ

ンの設置を優先的にしていきたい。

中西委員

各公民館の主体性で管理を任されていると思う。貸館をした際、お金を取っているところとそうでないところがある。おそらく今後は管理費の格差が少しずつ出てくるかもしれないので、調整する必要が発生してくるのでは。

教育長

公民館の管理の主体は各区にあって、それに町が補助金を出していくような体制。区としてどうお金を使うかという議論が区の初集会等で先にあるかと思う。区がこれだけお金を使うので、何%ぐらい補助できるかという要望を町にして議論していくことになると思う。

穂吉委員

若い世代は理解してないと思う。昔は公民館がこども会の施設としては当たり前のように使われていたが、今は若者が寄ってこなくなっている。もう少し課題意識を持つべき。

教育長

子どもたちにために、公民館前の家人が鍵を開けて遊べるようにしている区もある。区で係を作って管理するとなると管理委託をするお金が必ず発生する。お金をつぎ込んででも子どもたちが使えるようにするかを、各区で考えていかなければいけないので、とても難しいとことだと思ふ。子どもや高校生や大人が集まって、遊んだり勉強する多世代交流ができる施設を、町主導で作っていこうという動きはある。

教育長

第27号議案「令和7年度文化スポーツ課事業実施計画について」の採決（挙手を求める）

委員

挙手（全員）

教育長

原案のとおり可決することを宣言

■第28号議案

幸田町学校給食会役員の委嘱について

学校教育課長

議案書等により説明

教育長

質疑を許可

穂吉委員

学校給食会を法人化するメリットとデメリットは。

学校教育課長

現在は会長の個人名義で登録をしているので、問題が発生すると会長の責任が大きくなる。法人化することで責任を法人に変えることができる。デメリットは、会計処理等々を今以上にやる必要がある。あとは出捐金を300万円ほど出すなど、費用面がかかってくる。

教育長

第28号議案「幸田町社会教育指導員の任命について」の採決（挙手を求める）

委員 挙手（全員）
教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第29号議案

幸田町社会教育委員の委嘱について

次長兼文化スポーツ課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

佐野委員 委員の中で昨年亡くなった人がおみえになるのでは。

次長兼文化スポーツ課長 名簿は現行の委員。また改めて委嘱していく。現在委員は18人だが、次年度から人数を半分程度に減らしていきたいと考えている。

教育長 第29号議案「幸田町社会教育委員の委嘱について」の採決（挙手を求める）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第30号議案

幸田町社会教育指導員の任命について

次長兼文化スポーツ課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

（質疑なし）

教育長 第30号議案「幸田町社会教育指導員の任命について」の採決（挙手を求める）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第31号議案

幸田町文化財保護委員の委嘱について

次長兼文化スポーツ課長 議案書等により説明

教育長 質疑を許可

（質疑なし）

教育長 第31号議案「幸田町文化財保護委員の委嘱について」の採決（挙手を求める）

委員 挙手（全員）

教育長 原案のとおり可決することを宣言

■第32号議案

	幸田町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正について
学校教育課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可
中西委員	スクールソーシャルワーカーが、今回は1級で1,800円が追加された。これは仕事の内容が違うのか。
学校教育課長	資格があるものが2級、ないものが1級になる。資格のある2級が統括スクールソーシャルワーカー、資格のない1級はそれを補助しながら仕事をしている。
教育長	各市町村がスクールソーシャルワーカーに退職教員OB等を運用している例は非常に多くある。 現在本町のスクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を持っていて、専門的な知識を持って幅広く活動している。資格のない人もここ3年くらいは各家庭に入って、スクールソーシャルワーカーとあまり差のない業務をしている。資格の有無の差がこのように反映されてくる。
教育長	第32号議案「幸田町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部改正について」の採決（挙手を求める）
委員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

■第33号議案

	令和6年度幸田町一般会計補正予算（第8号）に関する意見の聴取について
学校教育課長	議案書等により説明
教育長	質疑を許可 （質疑なし）
教育長	第33号議案「令和6年度幸田町一般会計補正予算（第8号）に関する意見の聴取について」の採決（挙手を求める）
委員	挙手（全員）
教育長	原案のとおり可決することを宣言

幸田町教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年4月2日

教育長 池田 和博

委員 中西 雅俊

会議録作成職員（代理）

学校教育課 庶務・給食センター担当課長

夏目 慎子